## 「山形県パートナーシップ宣誓制度」骨子案に対する意見募集の結果について

- ·意見募集期間:令和5年12月5日(火)~12月19日(火)
- ・意見募集方法:郵便、ファクス又は電子メール
- ·意見提出者数:14人
- ·意見数:31件
- ・ご意見の記載にあたり、趣旨が同じ御意見はまとめた上で、趣旨を踏まえて要約しております。

番号	骨子案項目		御意見の概要	御意見に対する県の考え方
I	ı		「I制度の趣旨」において、日本政府が令和5年6月23日公布同日施行した「令和五年法律第六十八号性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の関連や位置付けを記載されないのでしょうか。	同法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としているものであり、本制度は性的マイノリティであることで、法律上の婚姻をすることが出来ないカップル等が抱える困難や不安の解消などを目的としていることから、要綱内で同法との関連性等については記載しておりません。
2	2	制度の概要	制度の対象を性的マイノリティに限定せず、性的マイノリティではない異性婚の事実婚(内縁関係)カップル等も対象にすべき。(同様の御意見他4件)	本制度は、性的マイノリティであることで、法律上の婚姻をすることができないカップル等が抱える 困難や不安の軽減などを目的としています。 現状において、当該カップルに対する行政や民間の様々なサービス等の提供状況が、事実婚関係 にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、まずは本制度を実施することが重要 であると考えております。
3	2	制度の概要	「性的マイノリティ限定」という条件設定は事実上意味をなさないうえ、むしろカミングアウトのハー	なお、宣誓手続きに関しては、望まぬカミングアウトが生じないよう、来庁による手続きの他に、書類
4	2	制度の概要	対象を「二者」に限定するのは不合理であると思います。複数の人と同時に、それぞれが合意の上で性愛関係を築く「ポリアモリー」に対する差別・蔑視ではないでしょうか。対象者を「二者」とする規定や既婚者・パートナーを有する者を排除する規定は削除し、複数人とパートナーシップを結べるようにすべきと考えます。	本制度は、性的マイノリティであることで、法律上の婚姻をすることができないカップル等が抱える困難や不安の軽減などを目的としています。 対象者については、同様の制度を導入している他都府県の事例等を参考に「その双方又はいずれか一方が「性的指向(自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認(自己の属する性別についての認識)が出生時の性と異なる者」であるカップルとしました。
5	2	制度の概要	パートナーシップ制度利用者を成年に限っていますが、「宣誓書受領証に子の氏名付記」等で未成年を巻き込むのなら、パートナーシップも未成年に開放すべきではないでしょうか。民法改正により16・17歳の女子が婚姻不可となり、妊娠・出産しても子の父親と婚姻できずシングルマザーにならざるを得ない状況も発生している中、一定のニーズはあるものと思われます。	本制度の構築にあたっては、同様の制度を導入している他都府県の事例等を参考に検討しております。

番号	骨子案項目		御意見の概要	御意見に対する県の考え方
6	2 6	制度の概要 本制度に対応 する行政サー ビスの提供等	のに婚姻相当の扱いを県民や民間事業者、市町村等に求めるのは極めて無責任かつ不当であり、行ってはならないものと考えます。 逆に、県として「婚姻相当」とお考えなのであれば、本制度において、現代日本の婚姻制度の重要要素である「貞操義務」「セックスに応じる義務」について言及されていないのは不当であると考	本制度は山形県の内部規定である要綱により定める制度であり、婚姻により生じる法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。なお、本制度の目的である、性的マイノリティであることで、法律上の婚姻をすることができないカップル等が抱える困難や不安を軽減するために、行政や民間事業者が各種サービスにおいて現行法制度の中で、婚姻の場合と同等の対応をしていただくよう県として働きかけを行うことは重要と考えております。
7	4	制度の 基本設計	法律婚できないためやむを得ず代替的に養子縁組している同性カップル等も制度が利用できるようになっていることは大変素晴らしいと思います。 一方、「性的マイノリティを含むあらゆる多様性が尊重され、誰もが生きづらさを抱えることなく個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するため」等というなら、そもそも近親者を制度から排除すべきではありません。近親婚禁止規定のせいで、法律婚可能な近親者同士で婚姻している人たちまでもが差別・偏見を受けている現実もあります。近親者排除の規定は全削除すべきと考えます。	111T2~ある。と(「千径m(ハガ炒が)りゃする。とか)(さん・ハガツ))ルモかねにあるは野や水光を貯べばす
8	5	宣誓の手続き の方法等	われる。パートナーと子どもの関係を証明するものがないと、パートナーが保育園の送り迎えや医療機関での手続きができないなど、日常生活に支障が生じることが想定される。 この制度のメリットは、自治体と連携する医療機関で家族として対応してもらえる(病状説明や人退院の手続きなど)、市営住宅や市内の県営住宅・県公社住宅に家族で入居できる、公営墓園にパートナーや子どもを一緒に埋葬できる。墓地の使用権をパートナーやその子どもに承継できる、パートナーや子どもが、犯罪被害者等遺族支援金や特例給付金等の支給対象になる、パートナー	一方の当事者に生計を一にする未成年の子がいる場合、園への送迎や病院での付き添いなどにおいて、子との関係性の説明をスムーズに行えるようになる等子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、実施要綱第6条において「子に関する記載」を規定し、宣誓をしようとする者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子)がいる場合は宣誓書に子の氏名及び生年月日を記載することができるとし、この場合、同第8条「宣誓書受領証等の交付」において宣誓書受領証の裏面に子の氏名と生年月日を記載することとしました。なお、上記の子に関する記載をする場合は、住民票の写しその他の子との関係性を確認できる書類を提出いただきます。また、利用できるサービスについては、市町村や民間事業者に周知し、拡充に努めるとともに、準備が整ったものから随時、県ホームページに掲載します。

番号	骨子案項目		御意見の概要	御意見に対する県の考え方
9	5	宣誓の手続きの方法等	宣誓書受領証に「生計を同一とする未成年の子(実子又は養子)の氏名及び生年月日」を付記できるとのことですが、これは子の親権者の同意なく付記することが可能ということでしょうか。同居要件も設定されていないようなので、仕送りさえしていれば別居親やそのパートナーが子本人にも親権者にも無断で子の氏名等を付記できるということでしょうか。子本人も親権者も拒否することはできないのでしょうか。だとすれば子の福祉の観点から危ういものがあるのではないでしょうか。ファミリーシップ制度や「宣誓書受領証に子の氏名付記」等の対応は、法的効力がほぼないにも関わらず、あたかも実親のパートナーにまで親権があるかのように誤認させかねず、問題の大きいものと考えます。	る者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子)がいる場合は 宣誓書に子の氏名及び生年月日を記載することができるとし、この場合、同第8条「宣誓書受領証
10	6	する行政サー	「6本制度に対応する行政サービスの提供等」において、「市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し、法律上の婚姻の場合と同等のサービスを提供してもらえるよう働きかけていく。」とありますが、市町村や民間事業者等にこの制度の理解醸成を促す事業や県の施策についても本制度について配慮することを記載されるのですか。このことは実施要綱に記載するのですか。	実施要綱第18条において「周知啓発」を規定し、県民及び事業者が本制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めてまいります。
11	6	本制度に対応 する行政サー ビスの提供等	市町村や民間企業などへも法律上の婚姻の場合と同等のサービスを提供してもらえるよう働きかけていくとしているが、県民及び事業者が、その社会活動の中で、県が行うパートナーシップ証明を最大限配慮し、また、県内の公共的団体等の事業所及び事務所も、業務の遂行に当たっては、県が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならないことを徹底してほしい。	実施要綱第18条において「周知啓発」を規定し、県民及び事業者が本制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めてまいります。
12	-	その他	宣誓カップルが県内で転居する等、宣誓事項に変更が生じた場合の対応について記載がありませんが、制度の信頼性確保等の観点から、「〇日以内に変更届を提出すること」等の規定が必要ではないでしょうか。	実施要綱第10条において「宣誓事項の変更」を規定し、宣誓書受領証の記載事項に変更があった場合は、知事に届け出なければならないこととしました。
13	-	その他	本制度については世間の関心が高いので、情報公開を積極的に行っていただきたいです。また、 積極的な情報公開を行う旨、要綱にしっかりと盛り込んでおいていただきたいです。公文書開示請 求など待つまでもなく、請求されて開示できるレベルの情報はすべて県ホームページ等であらかじ め公開していただきたいと思います。	1すんかようす
14	-	その他	多様な性のあり方、婚姻制度のあり方、家族のあり方については、昨今とりわけ世間の価値観等の変化の激しい事柄であり、本制度についても、導入後も積極的に見直し、より良い方向に発展させていく必要があると考えます。そのために、要綱には「3年後を目途に見直し改正する」等、近未来の改正について明記していただきたいと思います。	制度の開始後も、当事者等のご意見を伺うとともに、他自治体の状況等も踏まえて必要に応じて制
15	_	その他	性的マイノリティのためといいながら、本パプリックコメントが住所・氏名・電話番号必須というのは矛盾ではないでしょうか。これでは地元で"クローゼット"で暮らしている性的マイノリティ当事者は意見を送ることができません。顔や名前を出せる人の意見ばかり通るようでは、多様性尊重も絵に描いた餅になってしまいます。他自治体では性的マイノリティに関するパブリックコメントでは個人情報の記載を任意とする例も増えてきています。貴県の「パブリック・コメント手続に関する指針」においても氏名及び住所等の明示は「原則として」とされており裁量の余地があるものとなっておりますので、すぐにでも同様の対応が可能かと思います。ぜひお願いいたします。	

番号	骨子案項目		御意見の概要	御意見に対する県の考え方
16	_	その他	パートナーシップ宣誓制度の導入、ありがとうございます。 気になる点は、パートナーシップを活用している当事者の方が日常の中で繰り返し受け続ける偏見や誤解がいち早くなくなってほしいということです。そのほとんどが「悪意」がない無意識なジェンダーバイアスなのではないでしょうか。例えば、サービスを利用しようとしたら、人によって対応が違う、電話で性別を問われる、または間違われる、他にも日常生活の中では多くの「悪意なき」差別や偏見があると思います。 多くの方の正しい知識と理解も同時進行でぜひ一日も早く進めてほしいと願います。 当事者の意見がないまま政策が進むことがないよう、ぜひともお願いします。	制度の開始後も、県民や企業・団体等に対し、セミナーの開催等様々な機会を通じて、本制度の周知や多様な性に関する理解促進に取り組んでまいります。
17	-	その他	他地方自治体では「宣誓をすることの効力として宣誓カップルの申し出により住民票の続柄を、戸籍上の性別が異性同士のカップルは「夫(未届)/妻(未届)」へ、戸籍上の性別が同性同士のカップルは「縁故者」へ変更できます」とすることを認めている例もありますが、このことについて、山形県の見解を御教示下さい。	住民基本台帳の続柄の記載に関する取扱いについては、各市町村の対応となるものと考えております。
18	-	その他	他県では自治体相互で連携協定を締結している例もありますが、山形県もそのような対応を想定されているのでしょうか。	実施要綱第15条において「他地方公共団体との連携」を規定しました。他の地方公共団体との連携については、他自治体の事例等を参考にしながら検討を進めてまいります。
19	-	その他	県のパートナーシップ宣誓制度導入の英断に心から賛同いたします。性的マイノリティの家族生活について、国による制度が存在しない中で、自治体がパートナーシップ制度を設けることはより寛容な社会への第一歩として非常に意義あることだと考えます。 現にカップルとして生きている人びとにとって、自治体による証明が存在することで、生活の様々な面での不利益を緩和する効果が期待できます。とりわけ、医療(受診、手術同意、面会、看取り等)の場面や、住居の賃貸借の場面で、家族として扱われるかどうかは、当事者にとって切実な問題です。制度開始の暁には、制度を作ったこと、その趣旨について、県民一般、事業者(とりわけ医療関係者、不動産業関係者)の皆さまに丁寧な周知広報を行っていただければと思います。また、性的マイノリティ当事者にとって、県として現在利用可能なリソースとしてどのようなものがあるかをわかりやすく周知広報することも重要であると思います。	実施要綱第18条において「周知啓発」を規定し、県民及び事業者が本制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めてまいります。 また、利用できるサービスについては、市町村や民間事業者に周知し、拡充に努めるとともに、準備が整ったものから随時、県ホームページに掲載します。
20	-	その他	制度を設けても、実際に宣誓を行う当事者の数は少数になることも考えられます。しかし、それは県内に当事者がいないとか少ないからではなく、様々な事情から躊躇したり見合わせたりしている可能性の方が高いように思われます。このとき、表に出た宣誓数だけで制度の効果を速断しないことが大事であろうと思います。パートナーシップ制度には、「自治体が制度を設け、当事者をサポートする姿勢を見せる」という意義も大きいからです。とりわけ、すぐに宣誓制度を利用するわけではないけれど、この制度ができたことによって、山形にとどまって暮らしてみようとか、(故郷である)山形に戻って暮らしてみようと思う当事者の方も間違いなくいらっしゃることについて付言しておきたいと思います。どのような性的指向・性自認のあり方をした人であっても、自分らしく生きていくことのできる街を目指しているということを、非常に明確に示すのが今回のパートナーシップ制度導入という決断です。今後も当事者の生活実態に寄り添い、一度作った制度についても適時の見直しを行い、より使いやすいものにしていくことをご検討いただければ幸いです。	すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に 発揮できる山形県の実現に向けて、本制度の運用を進めてまいります。また、制度については、実施 する中で、検証を行ってまいります。

番号	慣	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
21	_	その他	住居などの問題よりも、パートナーでいる限り生活を共にすること(求職等の問題)で必ず必要となってくるのは、安定した収入もそうですが先ずは安心して働ける職場が何よりも必要で特に地方自治体においては、そういったアライを表明している企業はあれどロールモデルが全く無い状況なので、周知もいいのですがそれよりも研修等での講習が必要だしするべきです。それに関する企業への出前授業のようなことなども可能だと思います。本当にパートナーシップを導入するのであれば、一番考えなければならないのは仕事(収入等を得る手段)先というのを前提にしなければ地方で生活することは困難を極めるかと思われます。	実施要綱第18条において「周知啓発」を規定し、県民及び事業者が本制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、 周知及び啓発に努めてまいります。
22	-	その他	山形県に住む同性カップルが幸せになるために山形県にパートナーシップ制度の導入に賛成。導入したら県民は差別、偏見などないように、LGBTであるなしにかかわらず、多様性を認め合うことで皆がいきいきと生活できる山形県になってほしい。	
23	-	その他	隣の人が幸せになろうとするこの制度に、反対する理由がわかりません。邪魔をする権利はありません。世の中の仕組みによって、「不便な生活」「幸せな家庭生活をおくれていない」市民を行政は可能な限りサポートする義務(憲法13条 幸福追求権)があります。	
24	-	その他	制度に賛成致します。 「パートナーシップ制度」は、LGBTQ(性的少数者)当事者にとって、心強いものだと思います。 異なる地域からの意見になりますが、是非、制度を成立させていただきたく思いメールを送らせて いただきました。よろしくお願い致します。	
25	-	その他	ふるさとの県においてこのような議論が持ち上がっていることを非常に嬉しく思います。この制度が利用可能になれば、誰もが家族になることができる山形県、人権問題に真剣に取り組む山形県を対外的にも大きくアピールすることができ、私のような県外に出た若者を山形へUターンさせる大きな訴求力にもなるだろうと思います。	すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に 発揮できる山形県の実現に向けて、本制度の運用を進めてまいります。
26	_	その他	今回の条例の宣誓、大変嬉しく思います。私自身が当事者ではありませんが、友人知人の中には 異性愛者以外の方も多く、みんなが少しでも社会的に過ごしやすくなれば良いと長い間望んでい ました。そして20年近く住んできたこの山形で東北初の取り組みが行われることも大変誇らしく思 います。法律により手続きは難しくなるかとは思いますが、少しでも多くの方々が山形で理想の人 生を築けるようになることを祈っています。	
27	-	その他	「山形県パートナーシップ宣誓制度」に賛成します。 同性カップルの方をテーマにしたドキュメンタリー等を拝見したりお話を聞くと、法律上の婚姻関係 にある方なら当然のように与えられる権利である、病院の面会やマンション等への入居が認められ なかった、という話を耳にするので、「本制度に対応する行政サービスの提供等」の項目で、そうし た点がカバーされていたことも、大変良い点であると思います。 「すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分 に発揮できる山形県の実現を目指」す、という高い志の元、このような制度を作成した県と関係者 の皆様に、深く感謝と敬意を表します。	

<sup>※</sup>無記名の御意見につきましては、この度の意見募集の要件を満たしていないことから、集計対象外としております。